



消費生活情報つうしん

消費者（consumer・コンシューマー）の代表！？の

コンちゃん  と シュマー君  が

定期購入トラブル と 消費者セミナー募集

について お知らせします。

発行：東近江市市民生活相談課
0748-24-5619 050-5801-5635

シュマー たいへんや。たいへんや。

コン どうしたの？シュマー君。

シュマー そやかて、大変なんや。うちの母ちゃんが友達から「ええ美容液が、500 円である」
って勧められたんだにゃ。

コン 500 円！それは安いね。

シュマー なんでも、ネットで広告が出てるらしいんだにゃ。それでにゃ、それを探してほしい
って頼まれたんだけど、コンちゃんに助けてほしいんだにゃ。

コン OK。サクサクっと検索するね。これかな？「ニャンリンクル初めてご注文の方に限
り 500 円」って広告を見つけたよ。

シュマー さすがコンちゃん。早いにゃ。早速、注文するにゃ。

コン ちょっと、待って。ネットでの注文は通信販売だから、クーリング・オフはできない
んだ。だから、注文する前にまずは、契約の条件を確認しないとね。

シュマー にゃにゃんと！クーリング・オフできにゃいのか。

コン そうだよ。えーっと、なにになに「本契約はお得な定期購入です。初めてご注文の方に

限り 500 円となっております。初回ご注文から 20 日後に 2 回目の商品を自動的に
にお送りします。尚、2 回目のお届けからは、定価の 30%OFF の 7000 円となり
ます。」って書いてあるよ。

シュマー にゃにゃんと！ほんまか！7000 円だにゃんて母ちゃんの目が飛び出るにゃ。

コン 「解約の場合は、商品発送の 5 日前までに電話でご連絡をください。発送後のキャ
ンセルはできません。」となっているね。次回商品が発送される 5 日前までに解約の
連絡をしないと、ずっと商品が届くことになるんだけど、こういう場合、電話がつか
ならなくてトラブルになっているという話をよく聞くよ。

シュマー そんなにゃあ…20 日ごとに届いたら、さすがの母ちゃんも使い切れにゃいにゃ。

コン そうだね。ここは電話でしか解約手続きができないようだね。不安なら、お母さんと、
注文するかどうか、もう一度考えてみたらどうかな。

シュマー わかった。そうするにゃ。コンちゃん、ありがとうにゃ。

東近江市民のための消費生活相談窓口

東近江市消費生活センターへ



〒527-8527 東近江市八日市緑町 10-5 (市民生活相談課内)

◆ 相談専用電話 0748-24-5659 050-5801-5659

◆ 相談時間 9:00~12:00 13:00~16:00 (土・日・祝祭日・年末年始は休み)

消費者セミナー 参加者募集中

8月4日(金)悪質商法、インターネットトラブルと詐欺

9月29日(金)「食と健康」のウソ・ホント!

*この他にも講座を予定しています。詳しくは市民生活相談課(0748-24-5619)までお問合せください。

消費者トラブル や 健康食品 に

関するセミナーです。お申込みはお早めに!



enmar